

ダイナースクラブ通信販売加盟店規約 新旧対照条文（傍線部分は改正部分。改正のない条、項、号については省略。）

新規約	旧規約	備考
<p>ダイナースクラブ通信販売加盟店規約</p> <p>第28条（契約の解除）</p> <p>(1)通信販売加盟店が取扱った信用販売にかかる売上や、会員の換金目的による利用の割合が高いとダイナースが判断したとき。または会員の利用が換金目的であることが明らかである場合に、通信販売加盟店がその換金行為に加担するなど、不適切な信用販売を行っているとダイナースが判断した場合、<u>または加盟店（代表者および関係者を含む）自らが発行を受けたカードを自らのカード取扱店舗において用いた場合のうちダイナースが不適当と判断した場合</u></p> <p style="text-align: right;">(2023年6月1日改定)</p>	<p>ダイナースクラブ通信販売加盟店規約</p> <p>第28条（契約の解除）</p> <p>(1)通信販売加盟店が取扱った信用販売にかかる売上や、会員の換金目的による利用の割合が高いとダイナースが判断したとき。または会員の利用が換金目的であることが明らかである場合に、通信販売加盟店がその換金行為に加担するなど、不適切な信用販売を行っているとダイナースが判断した場合</p> <p style="text-align: right;">(2022年6月1日改定)</p>	(変更)

ダイナースクラブ旅行商品取扱規定 新旧対照条文（傍線部分は改正部分。改正のない条、項、号については省略。）

新規約	旧規約	備考
<p>ダイナースクラブ旅行商品取扱規定</p> <p>第3条（カード売上日）</p> <p>1. <u>企画旅行</u>については、通信販売加盟店と会員が締結した<u>企画旅行契約</u>の締結日とします。</p> <p style="text-align: right;">(2023年6月1日改定)</p>	<p>ダイナースクラブ旅行商品取扱規定</p> <p>第3条（カード売上日）</p> <p>1. <u>主催旅行</u>については、通信販売加盟店と会員が締結した<u>主催旅行契約</u>の締結日とします。</p> <p style="text-align: right;">(2022年6月1日改定)</p>	(変更)

通信販売加盟店情報取り扱いに関する同意条項 新旧対照条文（傍線部分は改正部分。改正のない条、項、号については省略。）

新規約	旧規約	備考																				
<p>通信販売加盟店情報取り扱いに関する同意条項</p> <p>第3条（ダイナースが加盟する加盟店信用情報機関、窓口および共同利用について）</p> <table border="1"> <tr> <td>名 称</td> <td>一般社団法人日本クレジット協会 加盟店情報交換センター（JDMセンター）</td> </tr> <tr> <td>住 所</td> <td>〒103-0016 東京都中央区日本橋小網町14-1 住友生命日本橋小網町ビル6階</td> </tr> <tr> <td>電 話</td> <td>03-5643-0011</td> </tr> <tr> <td>共同利用の管理責任者</td> <td>一般社団法人日本クレジット協会 <u>加盟店情報交換センター（JDMセンター）</u> 代表理事：松井 哲夫</td> </tr> <tr> <td>U R L</td> <td>http://www.j-credit.or.jp/</td> </tr> </table>	名 称	一般社団法人日本クレジット協会 加盟店情報交換センター（JDMセンター）	住 所	〒103-0016 東京都中央区日本橋小網町14-1 住友生命日本橋小網町ビル6階	電 話	03-5643-0011	共同利用の管理責任者	一般社団法人日本クレジット協会 <u>加盟店情報交換センター（JDMセンター）</u> 代表理事：松井 哲夫	U R L	http://www.j-credit.or.jp/	<p>通信販売加盟店情報取り扱いに関する同意条項</p> <p>第3条（ダイナースが加盟する加盟店信用情報機関、窓口および共同利用について）</p> <table border="1"> <tr> <td>名 称</td> <td>一般社団法人日本クレジット協会 加盟店情報交換センター（JDMセンター）</td> </tr> <tr> <td>住 所</td> <td>〒103-0016 東京都中央区日本橋小網町14-1 住友生命日本橋小網町ビル6階</td> </tr> <tr> <td>電 話</td> <td>03-5643-0011</td> </tr> <tr> <td>共同利用の管理責任者</td> <td>一般社団法人日本クレジット協会 <u>加盟店情報センター（JDMセンター）</u> 代表理事：松井 哲夫</td> </tr> <tr> <td>U R L</td> <td>http://www.j-credit.or.jp/</td> </tr> </table>	名 称	一般社団法人日本クレジット協会 加盟店情報交換センター（JDMセンター）	住 所	〒103-0016 東京都中央区日本橋小網町14-1 住友生命日本橋小網町ビル6階	電 話	03-5643-0011	共同利用の管理責任者	一般社団法人日本クレジット協会 <u>加盟店情報センター（JDMセンター）</u> 代表理事：松井 哲夫	U R L	http://www.j-credit.or.jp/	(変更)
名 称	一般社団法人日本クレジット協会 加盟店情報交換センター（JDMセンター）																					
住 所	〒103-0016 東京都中央区日本橋小網町14-1 住友生命日本橋小網町ビル6階																					
電 話	03-5643-0011																					
共同利用の管理責任者	一般社団法人日本クレジット協会 <u>加盟店情報交換センター（JDMセンター）</u> 代表理事：松井 哲夫																					
U R L	http://www.j-credit.or.jp/																					
名 称	一般社団法人日本クレジット協会 加盟店情報交換センター（JDMセンター）																					
住 所	〒103-0016 東京都中央区日本橋小網町14-1 住友生命日本橋小網町ビル6階																					
電 話	03-5643-0011																					
共同利用の管理責任者	一般社団法人日本クレジット協会 <u>加盟店情報センター（JDMセンター）</u> 代表理事：松井 哲夫																					
U R L	http://www.j-credit.or.jp/																					

共同利用の目的	割賦販売法に規定される認定割賦販売協会の業務として運用される加盟店情報交換制度において、加盟店情報交換制度加盟会員会社（以下「JDM会員」という。）における利用者等の保護に欠ける行為に関する情報やその疑いがある行為に関する情報および当該情報に該当するかどうか判断が困難な情報を、当社がJDMセンターに登録することおよびJDM会員に提供され共同利用することにより、JDM会員の加盟店契約時または途上の審査の精度向上を図り、悪質加盟店を排除し、クレジット取引の健全な発展と消費者保護に資することを目的としています。	割賦販売法に規定される認定割賦販売協会の業務として運用される加盟店情報交換制度において、加盟店情報交換制度加盟会員会社（以下「JDM会員」という。）における利用者等の保護に欠ける行為に関する情報やその疑いがある行為に関する情報および当該情報に該当するかどうか判断が困難な情報を、当社がJDMセンターに登録することおよびJDM会員に提供され共同利用することにより、JDM会員の加盟店契約時または途上の審査の精度向上を図り、悪質加盟店を排除し、クレジット取引の健全な発展と消費者保護に資することを目的としています。
登録される情報	<p>①包括信用購入あっせん取引または個別信用購入あっせん取引における、当該加盟店等に係る苦情処理のために必要な調査の事実および事由</p> <p>②包括信用購入あっせんまたは個別信用購入あっせんに係る業務に関し利用者等の保護に欠ける行為をしたことを理由として包括信用購入あっせんまたは個別信用購入あっせんに係る契約を解除した事実および事由</p> <p>③クレジットカード番号等取扱契約における、当該加盟店等によるクレジットカード番号等の適切な管理等を図るために必要な調査の事実および事由</p> <p>④クレジットカード番号等取扱契約における、当該加盟店等によるクレジットカード番号等の適切な管理等のための措置が、割賦販売法に定める基準に適合せず、または適合しないおそれがあると認めて当該加盟店に対して行った措置（クレジットカード番号等取扱契約の解除を含む。）の事実および事由</p> <p>⑤利用者等の保護に欠ける行為に該当したまたは該当すると疑われるもしくは該当するかどうか判断できないものに係る、JDM会員・利用者等に不当な損害を与える行為に関する客観的事実である情報</p> <p>⑥利用者等（契約済みのものに限らない）からJDM会員に申出のあった内容および当該内容のうち、利用者等の保護に欠ける行為であると判断した情報および当該行為と疑われる情報ならびに当該行為が行われたかどうか判断することが困難な情報</p> <p>⑦加盟店が行ったクレジットカード番号等の管理等に支障を及ぼす行為に関する情報</p> <p>⑧行政機関が公表した事実とその内容（特定商取引に関する法律等について違反または違反するおそれがあるとし、公表された情報等）について、JDMセンターが収集した情報</p> <p>⑨上記の他利用者等の保護に欠ける行為に関する情報</p> <p>⑩前記各号に係る当該加盟店の氏名、住所、電話番号および生年月日（法人の場合は、名称、住所、電話番号ならびに代表者の氏名および生年月日）。ただし、上記⑥の情報のうち、当該行為が行われたかどうか判断することが困難な情報については、氏名、生年月日（法人の場合は、代表者の氏名および生年月日）を除く。</p>	<p>①包括信用購入あっせん取引または個別信用購入あっせん取引における、当該加盟店等に係る苦情処理のために必要な調査の事実および事由</p> <p>②包括信用購入あっせんまたは個別信用購入あっせんに係る業務に関し利用者等の保護に欠ける行為をしたことを理由として包括信用購入あっせんまたは個別信用購入あっせんに係る契約を解除した事実および事由</p> <p>③クレジットカード番号等取扱契約における、当該加盟店等によるクレジットカード番号等の適切な管理等を図るために必要な調査の事実および事由</p> <p>④クレジットカード番号等取扱契約における、当該加盟店等によるクレジットカード番号等の適切な管理等のための措置が、割賦販売法に定める基準に適合せず、または適合しないおそれがあると認めて当該加盟店に対して行った措置（クレジットカード番号等取扱契約の解除を含む。）の事実および事由</p> <p>⑤利用者等の保護に欠ける行為に該当したまたは該当すると疑われるもしくは該当するかどうか判断できないものに係る、JDM会員・利用者等に不当な損害を与える行為に関する客観的事実である情報</p> <p>⑥利用者等（契約済みのものに限らない）からJDM会員に申出のあった内容および当該内容のうち、利用者等の保護に欠ける行為であると判断した情報および当該行為と疑われる情報ならびに当該行為が行われたかどうか判断することが困難な情報</p> <p>⑦加盟店が行ったクレジットカード番号等の管理等に支障を及ぼす行為に関する情報</p> <p>⑧行政機関が公表した事実とその内容（特定商取引に関する法律等について違反または違反するおそれがあるとし、公表された情報等）について、JDMセンターが収集した情報</p> <p>⑨上記の他利用者等の保護に欠ける行為に関する情報</p> <p>⑩前記各号に係る当該加盟店の氏名、住所、電話番号および生年月日（法人の場合は、名称、住所、電話番号ならびに代表者の氏名および生年月日）。ただし、上記⑥の情報のうち、当該行為が行われたかどうか判断することが困難な情報については、氏名、生年月日（法人の場合は、代表者の氏名および生年月日）を除く。</p>
登録される期間	上記の情報は、登録日から5年を超えない期間登録されます	上記の情報は、登録日から5年を超えない期間登録されます
共同利用の範囲	協会会員であり、かつ、JDM会員である、包括信用購入あっせん業者、個別信用購入あっせん業者、立替払取次業者、クレジットカード番号等取扱契約締結事業者およびJDMセンター (JDM会員名は、上記ホームページよりご確認いただけます。)	協会会員であり、かつ、JDM会員である、包括信用購入あっせん業者、個別信用購入あっせん業者、立替払取次業者およびJDMセンター (JDM会員名は、上記ホームページよりご確認いただけます。)
(2023年6月1日改定)		(2022年6月1日改定)

(変更)

(変更)